

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 7 年 度 第 6 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成27年10月9日（金曜日） 午後1時30分から午後6時まで

2 場 所

ひと・まち交流館 京都

地下1階 景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1（公開口頭審査以外の議事事項）

2階 大会議室（公開口頭審査）

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，松本委員，東委員，南部委員，西嶋委員，板谷委員，奥委員

【建築審査会事務局】

中山建築指導課長，和田建築審査課長，磯林企画基準係長，奥山担当係長，賀長道路第一係長，小西道路第二係長，水口係員

【参考人】

菊池係員（消防局予防部）

<議事事項(4)の担当者>

吉田大型施設建築担当課長（公共建築建設課），

【傍聴者】

26名（議事事項(2)の公開口頭審査25名，議事事項(3)及び(4)1名）

4 議事概要

(1) 次回会議日程について

(2) 平成27年度第1号審査請求事件（左京区）に係る審議及び公開口頭審査

ア 審議

イ 公開口頭審査（※イについては公開）

ウ 審議

(3) 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく意見の聴取

下京区における歴史的建築物の保存活用計画について

(4) 事前相談

京都市新庁舎整備事業における道路上空通路に係る道路内建築物許可

(5) 包括同意案件に関する報告

ア 下京ひかり保育園本館耐震改修工事及び新館増築工事に係る日影許可

イ バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可

(6) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：西京区2件，山科区1件，北区1件，左京区1件，南区1件)

イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：伏見区2件，西京区1件)

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1），（2）の公開口頭審査及び（3）から（6）まで
- ・非公開：上記の議題（2）の審議

6 審議内容

(1) 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を11月13日（金）午後1時30分からウイングス京都で開催することとした。

(2) 平成27年度第1号審査請求事件（左京区）に係る審議及び公開口頭審査

平成27年度第1号審査請求事件について，事務局から資料の提示及び説明を受け，審議を行った。午後2時から午後3時10分まで公開口頭審査を行い，その後，再度審議を行った。なお，審議の間，和田建築審査課長は退席した。

(3) 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく意見の聴取

[下京区における歴史的建築物の保存活用計画について]

ア 意見の聴取の概要

建築基準法第3条第1項第3号及び京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づき，下京区における歴史的建築物に係る保存建築物の登録について，処分庁から資料の提示及び説明を受け，意見を述べた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
25	下京区烏丸通七条上る常葉町754番地他	宗教法人 真宗大谷派 代表役員 里雄 康意	寺院

イ 意見の聴取の結果：保存建築物の登録に対する意見は特になし。その他の意見については，条例に基づく保存建築物の登録後，次回以降の会議において，建築基準法第3条第1項第3号に基づく同意についての審議の際に説明することとなった。

ウ 質疑等

会長：前回言ったことと同じことですが，約400年間歴史の中で4度の火災があり，これまで長い歴史の中での積重ねがあるその経験というものが積重ねられていると思いますが，こういう機会に整理していただいて，これまで経験や失敗等を次の時代に活かせるような観点で保存活用計画をまとめていただければ

と思います。同時に近代設備、技術を活用するというのも大切なのですが、周辺の街ぐるみの防災や保全を支えてきた職人さんの技術というようなものをきちんと保存していくであるとか、例えば、新築部分に関してもそういう観点から伝統的な技術というものをどういうふうに活かしていくのか等のスタンスみたいなものが保存活用計画の中に書かれていてもいいのではないかと思うのですが、今これを見せていただく限りにおいては、非常に近代技術依存的な感じが全体としてするのですね。逆に言うと歴史的な知恵をこういう機会に掘り下げて分析してそれを次の世代に活かしていこうというそういう観点で検討されたようにはあまり見えないのですが、そういう観点から防災文化的な視点というのができるだけ、こういう大きな事業の中でされることなので情報発信をしていただければと思います。それから、近年の文化財で懸念しているのは、文化財の防犯の問題で、あちこちで犯罪の被害にあっているということもあり、総合的な防犯対策ということをもう少し考えなくてもいいのかという点で、若干不安があります。防犯の部分についても、防災計画の中で触れていただいてそれは必ず歴史の中でというよりはむしろ先程火災、放火の問題で床下に可燃物等を投げ込むとかそのようなことを想定されているとがありました、色々な犯罪があるのでそういうことについての検討というのがある程度行われているのであればそれも保存活用計画の中にできるだけ取り込んでいただければと思いますのでお願いいたします。

委員：今会長のおっしゃったことで、火災の場合の延焼というのを防ぐ工夫を色々されていますが、全体を見ると廊下で繋がっているという建物多い訳ですが、こういう場合には延焼を防ぐ工夫が考えられていたのではないかと思うのですが、どういような工夫があるのか少し知りたいと思います。それから、堀があつてこれも過去の火災を教訓にして作ったのではないかなということも推測されるのですが、これは具体的どのように火災時使用されるようになるのですか。

処分庁：まず、廊下で繋がっている部分への対応でございますが、一定の現地調査等で確認しておりますのは建物と建物境目の扉が蔵のところの扉のような分厚めの扉になっており、そこで防火戸的な形で遮るというようなところがございます。また、この堀につきましては、火災の際に消防のポンプ車がここから水を吸い上げ火災のための水利とするということで、このお堀の水源が元々は本願寺水道で賄われていたところ、現在は、本願寺水道自体は使用しておらず地下水から汲み上げているところになります。過去の火災での被害に学ぶと言いますか、同じような被害を起こさないということで図面の上側敷地の西側境界線に沿いましてずっと石垣を設けることや御影堂の右上などに池を設けたり、石垣を設けたりということが現代的な設備がないころから、火災が起こらないような努力がなされてきたと、そのような積重ねに加えまして現代的な設備で安全対策が取られているというところ です。

委員：前回は申し上げたのですが、御影堂は明治の初年の東洋一の木造建築物として、近い将来、重要文化財になってもおかしくないものなので是非今回の保存活用計画や修繕により、文化財が将来残せるような大きな建築物となるように

それも考慮いただければと思います。

会長：本願寺水道は復元して欲しいとは思いますが。これは次の世代に残すべき文化遺産だと思うのですが。今は京都市の水道局の水を使用されているのですか。

処分庁：地下水です。

会長：全部がそうなのですか。

処分庁：そこは確認させていただきます。

(4) 事前相談

[京都市新庁舎整備事業における道路上空通路に係る道路内建築物許可]

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1項第4号に基づく道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 質疑等

委員：なぜ本庁舎側の3階と分庁舎の4階を繋ぐ通路を作るのですか。どのくらいの効果があって3階と4階を繋ぐのですか。

処分庁：上空通路の設置理由についてですが、市庁舎は非常に公共性の高い建物ということでございますので、整備の方針のところにありますとおり、効率的、効果的な行政運営をする必要があることと、不特定多数の来庁者に配慮した施設とする必要があること、さらに、災害時の防災拠点、危機管理体制等の維持と大きく3点くらいあり、そちらを達成するために上空通路を設けるというところでございます。

委員：3階と4階を繋ぐとなぜバリアフリーになるのですか。

処分庁：本庁舎側と分庁舎では階高が異なるため、接続階の段差処理が必要です。少しスロープにはなりますが、車椅子が一番安全に通行できるのが3階と4階ということになります。

委員：そうすると、市長室と危機管理センターが近いというのは、それ程重要な要素ではないということですか。

処分庁：こちらにつきましては、災害時の話になりまして市長と副市長が防災危機の拠点となる施設との行き来を確保しなければいけないという観点から市長室と防災危機管理室が同フロアという観点からは必要であると考えております。

会長：様々なプレイヤーがいる訳ですから誰がこの通路があることによってどういうメリットが出てくるのかということのを少し整理して、説明いただいた方がいように思います。それから、それだけ意味があるのであればどうして1本しか付けられないのかという話もあるかもしれませんので、説明できるといいかと思えます。

委員：今の話に繋がって説明だけをしていただくということになるかと思いますが、今の説明をお聞きしていると災害時の危機管理体制の整備ということになると既存の消防庁舎と接続をしないのかという話が当然機能上の話として出てくるし、全体としての機能を高めるべきではないかという議論は当然財政上も出て

くと思うので、それも含めた意味での整理を後で結構ですので聞かせていただければと思います。

会長：この危機管理センターというのは、今どこにある空間を言うのですか。消防庁舎の最上階にあるものことではないのですか。そこの消防庁舎の機能がどういうふうになつていくのかセットで説明いただく必要がありますね。

担当者：現在、危機管理センターの機能は消防庁舎に一部ありますが、災害時の対策本部としましては、本庁舎の会議室が対策本部となっております。現状は耐震性の低い建物が京都市の対策本部になっており、この課題に早急に対応すべき状況にあります。今回、消防庁舎の機能と対策本部の機能を併せて分庁舎の方で整理しようと考えています。もう一つ、今回大きなテーマの一つに分散している執務室の集約とそれによる業務の効率化と行政サービスの向上があります。既存庁舎に約2000人の職員が勤めており、周辺の外ビルに約1000人を超える職員が勤務しているような非効率な状態ですけれど、今回行政サービスを集約して窓口をできるだけ集めて効率的なサービスを提供したいと考えております。その時に市民の皆様が一つの部署だけではなく、複数の部署に回られることもあり、そういった場合、押小路通の地上レベルでの行き来だけでは、市民の皆様も含め、回遊が難しくなるのではないかとということで、そういう意味でも上空で繋いでスムーズな移動ができるようなことを考えています。

会長：今のような説明になると、回遊性という意味では複数階で繋ぐ等し、同じところに戻らないといけないですね。それはどうして一本しかないということの説明されますか。

処分庁：許可基準では通達を準拠し、原則一本、階数を1とする基準があります。また、幅員についても幅員6m以下で基本的には必要最小限という規定になっておりますのも一つの理由と考えております。

委員：ここの審査会で問うべき話というのは道路内建築物の話ではあるのですが、地方財政をやっている人間として今の説明を聞きますと、これまで京都市は将来に向け色々なことが起こってくることを考えたうえで、様々な機構改革を経て色々と効率化を追求していきっているはずですので、今のように効率化のために施設を集約するとの説明をされると、まずは庁舎間の連携を高めるような計画の中で効率化が達成されるべきではないかと考えます。ここで回答を求めている訳ではないですけれども、地方財政をやっている人間からすると、そういう質問をせざるを得ないので、総合的にそこは考えていただいたうえで御説明いただきたいと思います。

委員：今の危機管理センターと市長が近くにいないといけないということであれば、危機管理センターを市長室の隣に持ってこればいいのではないですか。

処分庁：危機管理センターは先程もお話しがありましたとおり、本庁舎の1階にあります部分と消防庁舎にあります部分と合わせて空間を整備することということでございますが、そちらの必要なスペースを取れるところが分庁舎の4階しかないということで、現在この場所に計画していると確認しています。

閉会時間との調整のため、予定していた(5)及び(6)については、次回の建築審査会において、報告することとした。

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄